

○南相馬市表彰条例施行規則

平成18年1月1日

規則第1号

改正 平成18年4月1日規則第178号

平成19年3月29日規則第8号

平成19年3月29日規則第18号

平成21年6月15日規則第23号

平成26年5月23日規則第19号

平成28年12月14日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市表彰条例（平成18年南相馬市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の内申)

第2条 官公署、学校、その他団体の長並びに市の行政嘱託員及び民生委員は、条例第2条各号に該当すると認める者があるときは、表彰内申書（様式第1号）に所定の事項を記載し、市長に内申することができる。

(審査の基準)

第3条 表彰該当者の審査の基準は、おおむね別表に定めるところによる。

(表彰審査会)

第4条 条例第4条の南相馬市表彰審査会（以下「審査会」という。）は、委員10人以内をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から同日以後最初に行われる表彰の日までの期間とする。ただし、任期中の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の組織)

第5条 審査会に委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、審査会の会議の議長となり議事を運営し、審査会を代表し会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の結果報告)

第7条 会長は、審査会の会議で決定した事項を市長に報告するものとする。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、式典褒章担当課が行う。

(表彰者の公表)

第9条 条例第6条第2項の規定による公表は、市の広報紙に掲載する方法によるものとする。

(表彰者名簿の様式)

第10条 条例第6条第2項の規定による表彰者名簿は、様式第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町表彰条例施行規則(昭和42年小高町規則第6号)、鹿島町表彰条例施行規則(昭和43年鹿島町規則第12号)又は原町市表彰条例施行規則(昭和39年原町市規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年規則第178号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月23日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月14日規則第101号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	審査の基準
1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者 (2) 市議会の議員として12年以上在職した者 (3) 副市長、南相馬市教育委員会教育長、市の固定資産評価員、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託員として12年以上在職した者 (4) 前各号に掲げるもののほか、市の公益及び振興発展に尽くし、前各号と同程度の功績があった者

<p>2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の學術の振興、教育の進展に功労のあった者</p> <p>(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功労のあった者</p> <p>(3) 多年文化の交流、地方文化の興隆に功労のあった者</p> <p>(4) 教育振興又は育英事業に功績のあった者</p> <p>(5) 市立学校の校医として20年以上又は学校薬剤師として30年以上在職した者</p>
<p>3 市の産業及び経済の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 産業（農業、商業、工業、牧畜業、林業、水産業等）、観光事業その他各種事業における発明、考案又は改良を行い、産業経済の振興に功績のあった者</p> <p>(2) 設備の近代化、新技術の導入等により地方産業の構造改善に努め、産業の合理化に功績のあった者</p> <p>(3) 多年産業又は企業団体の役員として団体の育成及び強化に功労のあった者</p> <p>(4) 多年産業の安全の普及推進に功労のあった者</p> <p>(5) 農耕地、農林道その他農業用施設等の開発、維持保全、植林事業等に功績のあった者</p>
<p>4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 多年社会奉仕団体の役員として団体の育成強化に努め社会福祉の増進に功労のあった者</p> <p>(2) 多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者</p> <p>(3) 多年市民の衛生思想の普及啓発に努め、保健衛生の向上に功労のあった者</p> <p>(4) 多年道路、橋りょう、河川、水利施設漁港等の維持管理に積極的に協力し、その保全に功労のあった者</p> <p>(5) 治山、治水事業に功績のあった者</p>
<p>5 風水害及び火災の防護に当たり、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 風水害、火災等の災害に当たり、危難をかえりみず災難の未然防止又は防護に功績のあった者</p> <p>(2) 多年防風林、防災林等のかん養育成に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に功労があった者</p> <p>(3) 消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者</p>
<p>6 前各項に掲げるもののほか、市民の模範とすべき篤行者及びその行為が表彰に値すると認められた者</p>	<p>(1) 奇特定の行為があり、社会一般の模範となるべき者</p>

様式第1号（第2条関係）

表彰内申書

表彰該当者 として内申 しようとする 者	住 所				
	氏 名	(男・女)			
	生 年 月 日	年 月 日(満 歳)			
同 上 者 の 経 歴	表 彰 理 由 に 係 る 経 歴	自年月日	至年月日	業務若しくは職務又は勤務先等	期 間
表彰に該当すると認められる功労					

上記のとおり内申します。

年 月 日

南相馬市長

住所
内申者 職名
氏名



(注) 欄内に書ききれないときは、適宜補助用紙を使用することができる。

様式第2号（第10条関係）

表彰者名簿

番号	表彰年月日	表彰の区分	表 彰 者			表彰された功績等	備 考
			氏 名	生年月日	住 所		